

「特許特別会計」

特許庁(特許特別会計)の業務等の概要

1. 特許特別会計の設置時期

昭和59年7月1日

2. 特許特別会計の設置目的

特許等の産業財産権に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した円滑な処理体制を確立し、利用者に対するサービスの向上を図るために設置。

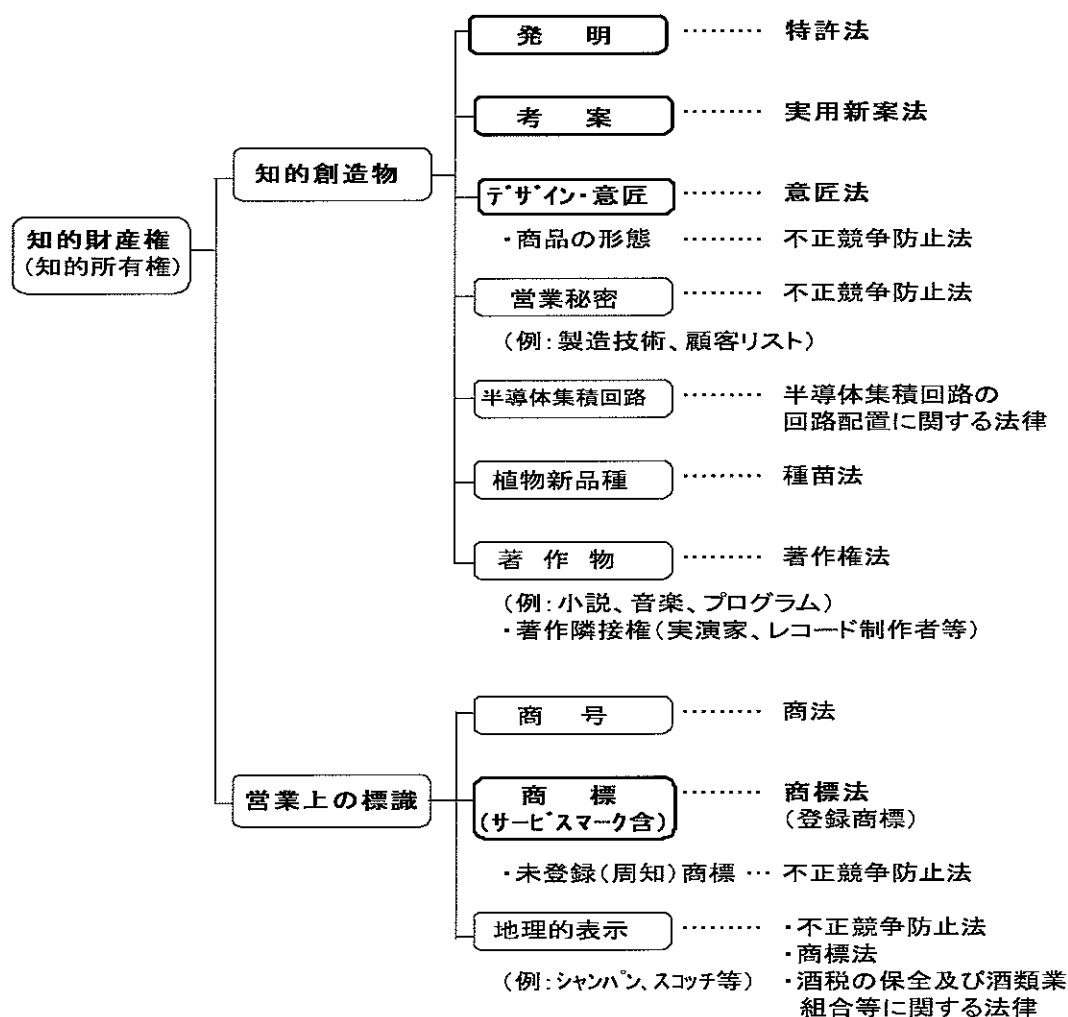
(根拠法) 特許特別会計法 第1条

3. 特許庁の所掌事務

産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)に係る出願書類の審査・審判・登録に関する事務、並びに産業財産権の保護及び利用に関する事務

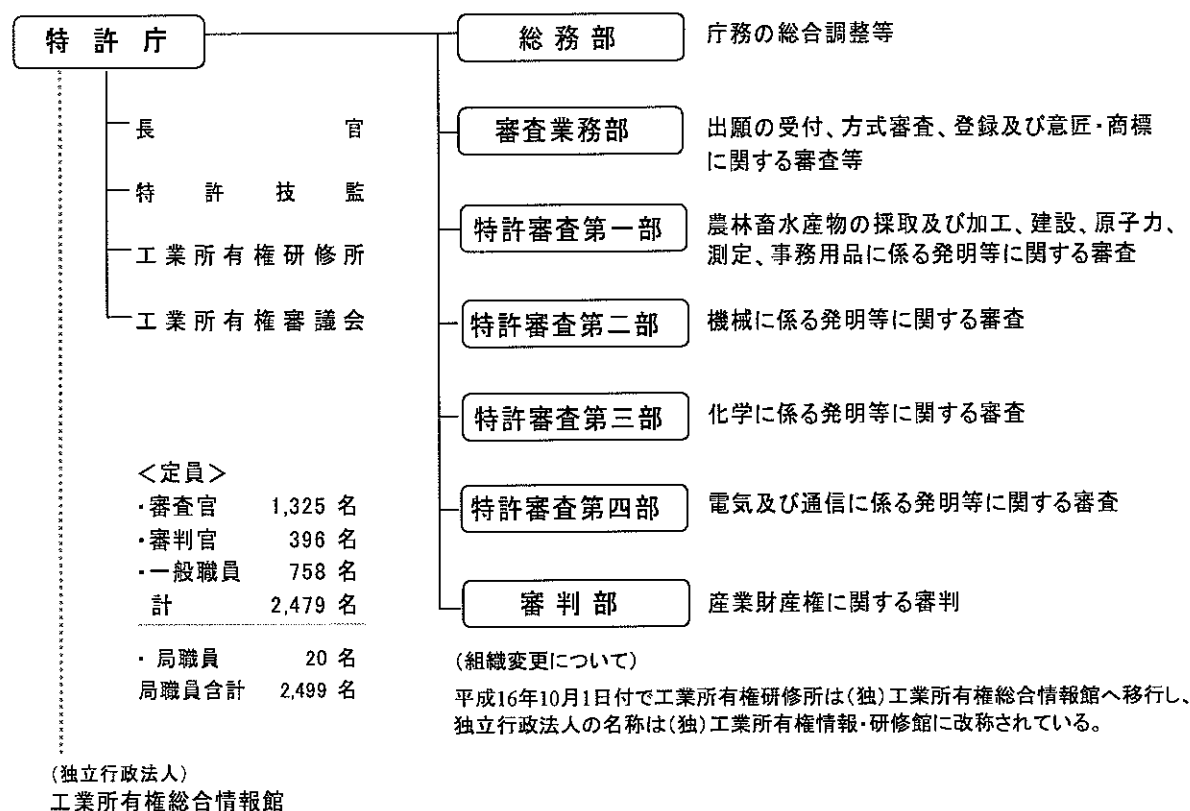
(根拠法) 経済産業省設置法 第25条

知的財産の種類と保護の体系



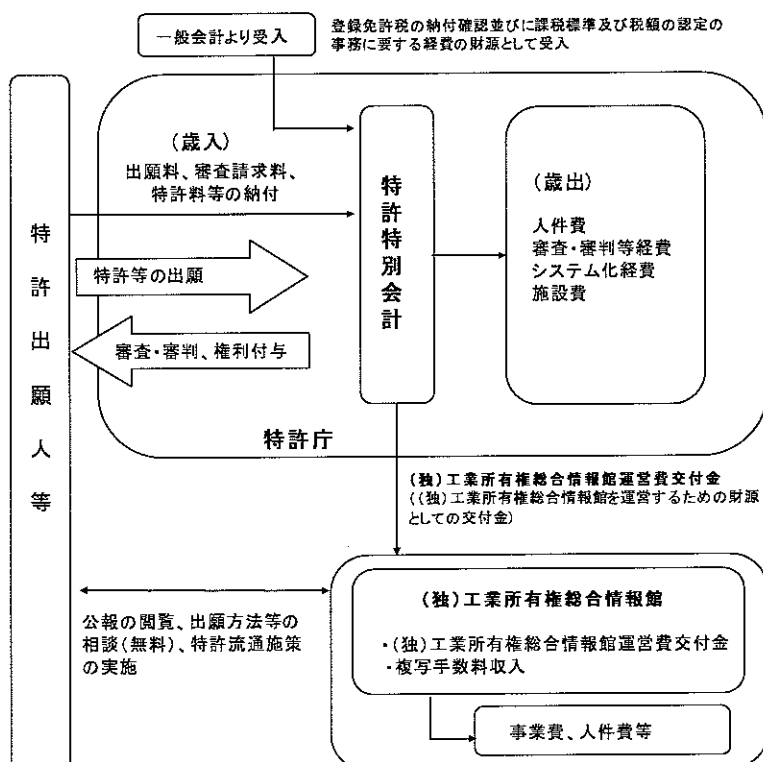
※特許権・実用新案権・意匠権・商標権を指して産業財産権(=工業所有権)と称します。

4. 組織及び定員（H16年3月現在）



5. 財政資金の流れについて

特許庁の収入は特許等出願人からの料金収入において賄われており、これらの収入により、特許・実用新案・意匠・商標(産業財産権)の審査・審判を行うために必要な経費を支出している。なお、経費には独立行政法人工業所有権総合情報館に対する運営費交付金が含まれている。



6. 平成15年度歳入・歳出決算の概要

(単位:百万円)

＜歳入＞	197,466	
特許印紙収入	102,851	特許印紙による出願手数料、特許料等の収入
特許料等収入	562	現金をもって納付された出願手数料、特許料等の収入
一般会計より受入	17	特許特別会計法第7条の規定による登録免許税の納付確認並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費に充てるため必要な財源の一般会計からの受入
雑収入	647	特許公報類の刊行物等売払代、財政融資資金預託金利子収入等の雑収入
前年度剰余金受入	93,388	特許特別会計法第8条の規定による前年度決算上の剰余金の受入
＜歳出＞	104,006	
事務取扱費	97,493	特許等の産業財産権に関する事務に必要な人件費及び事務費等
施設整備費	1,006	庁舎の施設整備に係る経費
(独)工業所有権総合情報館運営費	5,507	(独)工業所有権総合情報館の運営に必要な交付金
翌年度歳入繰入	93,459	特許特別会計法第8条の規定による当年度決算上の剰余金の繰入

「特許特別会計 平成15年度財務書類」

貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

	前会計年度			前会計年度	
	(平成15年3月31日)	(平成16年3月31日)		(平成15年3月31日)	(平成16年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	93,388	93,459	未払金	6	7
未収金	6	6	前受金	61,530	61,555
未収収益	1	2	賞与引当金	1,249	1,789
前払費用	0	0	退職給付引当金	36,817	35,757
貸付金	2	2			
貸倒引当金	△ 9	△ 9			
有形固定資産	60,952	59,770	負債合計	99,602	99,110
国有財産	60,675	59,722	<資産・負債差額の部>		
土地	44,329	44,442			
立木竹	57	57	資産・負債差額	65,916	65,312
建物	12,195	11,647			
工作物	4,092	3,576			
物品	276	47			
無形固定資産	10,114	10,129			
出資金	1,061	1,061			
資産合計	165,518	164,422	負債及び資産・負債差額合計	165,518	164,422

業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日	本会計年度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日
人件費	24,395	24,363
賞与引当金繰入額	1,249	1,789
退職給付引当金繰入額	3,104	2,377
補助金等	246	183
独立行政法人運営費交付金	5,501	5,507
委託費	2,402	2,647
分担金	59	67
拠出金	194	197
庁費等	58,987	62,337
その他の経費	507	558
減価償却費	4,811	4,738
貸倒引当金繰入額	3	-
資産処分損益	1,064	-
本年度業務費用合計	102,529	104,769

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日	本会計年度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	72,841	65,916
II 本年度業務費用合計	△ 102,529	△ 104,769
III 財源	95,500	104,053
1 自己収入	95,483	104,036
手数料収入	95,179	103,799
特許印紙収入	93,600	102,792
特許料等収入	1,579	1,006
その他の財源	304	236
2 他会計(勘定)からの受入	17	17
一般会計からの受入	17	17
IV 無償所管換等	103	112
V 本年度末資産・負債差額	65,916	65,312

区分別収支計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日	本会計年度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
特許印紙収入	102,033	102,851
特許料等収入	1,604	973
その他の収入	304	235
一般会計からの受入	17	17
前年度剰余金受入	89,737	93,388
財源合計	193,696	197,466
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 28,666	△ 29,048
補助金等	△ 246	△ 183
独立行政法人運営費交付金	△ 5,501	△ 5,507
委託費	△ 5,997	△ 2,647
分担金	△ 59	△ 67
拠出金	△ 194	△ 197
庁費等の支出	△ 59,003	△ 65,768
その他の支出	△ 507	△ 558
業務支出(施設設備支出を除く)合計	△ 100,178	△ 103,979
(2)施設整備支出		
建物に係る支出	△ 6	-
工作物に係る支出	△ 122	△ 27
施設整備支出合計	△ 129	△ 27
業務支出合計	△ 100,307	△ 104,006
業務収支	93,388	93,459
本年度収支	93,388	93,459
翌年度歳入繰入	93,388	93,459
本年度末現金・預金残高	93,388	93,459

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

1) 建物、工作物

定率法によっている。

2) 物品

定額法によっている。

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

1) ソフトウェア

簡便的に、利用可能期間（5 年）の開発費等の累計を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、債権ごとの回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上している。

2) 賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を下記の計算方法により計上している。

期末手当：翌年度期末手当予算額×6 月期支給割合／年間支給割合×4／6

勤勉手当：翌年度勤勉手当予算額×6 月期支給割合／年間支給割合×4／6

3) 退職給付引当金

退職給付引当金には、退職手当に係る引当金、遺族補償年金に係る引当金、整理資源に係る引当金について計上している。

①退職手当に係る引当金

職員の退職手当の支払に備えるため、期末自己都合要支給額を下記の計算方法により計上している。

勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

②遺族補償年金に係る引当金

遺族補償年金の支払に備えるため、将来給付見込額（支給率×平均給与）の割引現在価値額を計上している。

③整理資源に係る引当金

国家公務員共済年金のうち整理資源に係る引当金としては、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2) 前受金について

特許審査請求料前受金、意匠及び商標登録出願料前受金、審判（再審）請求及び特許（登録）異議申立料前受金、特許料等予納金を計上している。

①特許審査請求料前受金

特許の出願は審査請求制度を採っており、審査請求時に審査請求料を納付することになっている。この審査請求料は、納付年度の歳入として計上されるため、納付年度末に審査着手できない案件に対応する審査請求料については、審査請求料前受金として計上している。

②意匠及び商標登録出願料前受金

意匠及び商標登録出願料のうち、納付年度末に審査着手できない案件に対応する意匠及び商標登録出願料については、これを前受金として計上している。

③審判（再審）請求及び特許（登録）異議申立料前受金

特許、旧実用新案、意匠、商標出願の審判（再審）請求及び特許（登録）異議申立料のうち、納付年度末に審判に着手できない案件については、これを前受金として計上している。

④特許料等予納金

特許料等は、必要となる見込額を特許印紙によって、事前に予納することが可能である。この特許印紙による予納額は、納付年度の歳入として計上されるため、納付年度末の残金の額を特許料等予納金として計上している。

2. 重要な会計方針の変更

（１）整理資源に係る退職給付引当金繰入額の計算方法

従来、整理資源に係る退職給付引当金繰入額については、退職給付引当金の前年度末残高と当年度末残高との差額を計上していたが、本年度より、退職給付支給時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額補充を退職給付引当金繰入額とすることとした。

この変更は、退職給付引当金繰入額の算定方法が差額補充法に統一されたことによるものである。

この変更により、前年度の退職給付引当金繰入額が 1,222 百万円増加し、人件費が同額減少している。

3. 偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

（単位：百万円）

名称等（訴訟名等）	金額	事件番号	概要（簡単な説明、今後の予定等）
損害賠償請求事件	300	東京高等裁判所平成15年（ネ）第3895号 原審：静岡地方裁判所平成12年（ワ）第81号	特許権の質権設定がなされなかったため、これにより質権の実行ができず損害を被ったとして、損害賠償請求を求めたもの。平成15年6月17日に静岡地方裁判所において第一審判決（被告：国敗訴）があり、180百万円及び平成9年11月17日から支払済まで年5分の割合による金員、及び訴訟費用の1/2について支払が命じられたが、国側が控訴し、現在、東京高等裁判所において係争中。
損害賠償請求事件	103	東京地方裁判所平成15年（ワ）第9051号	特許権等の登録料の納付に係る補充指令書の発送がオンライン端末画面に表示されなかったため、特許料等の納付ができず、特許権等が消滅し損害が発生したとして、国側にオンラインシステム管理義務違反等があるとして損害賠償請求を求めたもの。現在、弁論準備手続中。
損害賠償請求事件	50	大阪地方裁判所平成16年（ワ）第3264号	2件の特許権は、原告の所有する実用新案権と同一であり、国は当該各権利を登録すべきではないにも関わらず、誤った判断により登録をしたため、原告に損害が生じたとして、国及び特許権者に対して損害賠償請求を求めたもの。第一回口頭弁論は、平成16年度を予定。
その他（3件）	1		
合計	454		

注：金額には、原告が請求している金員完済迄の遅延損害金及び訴訟費用等は含まれていない。

4. 追加情報等

(1) 出納整理期間について

特許特別会計は出納整理期間を設けており、財務書類の作成にあたっては、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 貸倒引当金の徴収可能性

債権の種類：貸付金債権、貸付金債権に係る利息債権及び遅延金債権、損害賠償債権

懸念の内容：納付期限を越えての長期滞納等

金額：9百万円

(3) 一般会計からの受入について

一般会計から受入額については、特許等の権利移転に基づく登録免許税の納付確認等、一般会計に係る歳入事務を代行している見合で、事務に要する経費に充てる財源として、一般会計から繰入されているものである。(特許特別会計法第7条)

(4) 各財務書類における表示科目の説明

1) 貸借対照表

「現金・預金」には、政府預金及び財政融資資金預託金を計上している。

「未収金」には、発明実施化試験費貸付金に係る遅延金債権及び利息債権、その他の損害賠償債権を計上している。

「未収収益」には、財政融資資金預託金に係る未収利息を計上している。

「前払費用」には、自動車損害賠償責任保険料の契約期間未経過分を計上している。

「貸付金」には、発明実施化試験費貸付金債権を計上している。

「貸倒引当金」には、未収金及び貸付金のうち回収不能見込額を計上している。

「土地」には、庁舎敷地を計上している。

「立木竹」には、庁舎敷地上の立木竹を計上している。

「建物」には、庁舎建物を計上している。

「工作物」には、庁舎及び経済産業省別館（一部）に係る建物附帯設備を計上している。

「物品」には、電子機器類及び公用車等を計上している。

「無形固定資産」には、ソフトウェア、電話加入権を計上している。

「出資金」には、(独)産業技術総合研究所に対する出資額を計上している。

「未払金」には、児童手当、公務災害補償費、消費税の未払額を計上している。

「前受金」には、特許出願審査請求料、意匠及び商標登録出願料、審判（再審）請求及び特許（登録）異議申立料に係る前受金、特許料等予納金を計上している。

「賞与引当金」には、期末手当及び勤勉手当に係る引当金を計上している。

「退職給付引当金」には、退職手当に係る引当金、遺族補償年金に係る引当金、整理資源に係る引当金を計上している。

「資産・負債差額」には、資産・負債差額増減計算書により計算される本年度末資産・負債差額を計上している。

2) 業務費用計算書

「人件費」には、庁職員に係る人件費を計上している。

「賞与引当金繰入額」には、本年度末における賞与引当金の見積額を計上している。

「退職給付引当金繰入額」には、職員の退職手当に係る退職給付引当金、国家公務員災害補償年金及び整理資源について、退職給付支給時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額補充を退職給付引当金繰入額としている。

「独立行政法人運営費交付金」には、(独)工業所有権総合情報館に対する運営費交付金を計上している。

「補助金等」には、特許情報の有効利用に関する特許流通支援事業等の経費に対する補助金を計上している。

「委託費」には、内外国の産業財産権制度の調査・相談・共同研究事業等に係る経費、特許出願に関する微生物の寄託業務等の経費を計上している。

「分担金」には、パリ条約、国際特許分類協定、ニース協定に規定されている国際分担金を計上している。

「拠出金」には、世界知的所有権機関の開発協力計画に基づく、発展途上国の産業財産権制度の整備及び特許と技術革新の関連分析や特許統計の調査研究事業の経費を計上している。

「庁費等」には、庁費や電子計算機借料等の物件費を計上している。

「その他の経費」には、旅費、賠償償還及払戻金、貨幣交換差減補填金等の経費を計上している。

「減価償却費」には、建物、工作物等の償却資産にかかる減価償却費を計上している。

3) 資産・負債差額増減計算書

「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。

「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。

「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。

「自己収入」には、出願手数料等の手数料収入とその他の財源を計上している。

「手数料収入」には、特許印紙収入、特許料等収入を計上している。

「特許印紙収入」には、特許印紙収入額から翌年度以降の審査に対応する前受金及び特許料等予納金を差し引いた額を計上している。

「特許料等収入」には、特許料等収入(現金納付)額から翌年度以降の審査に対応する前受金を差し引いた額を計上している。

「その他の財源」には、建物及び物件貸付料、財政融資資金預託金利子収入等の雑収入を計上している。

「一般会計からの受入」には、特許等の権利移転に基づく登録免許税の納付確認等、一般会計に係る歳入事務を代行している見合で、事務に要する経費に充てる財源として、一般会計から繰入された額を計上している。(特許特別会計法第7条)

「無償所管換等」には、土地の実測を行った際に、国有財産台帳上の面積を修正したことによる過不足額(増加額)等を計上している。

「本年度末資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、無償所管換等を加減した額を計上している。

4) 区分別収支計算書

-財源-

「手数料収入」には、特許印紙収入、特許料等収入を計上している。

「特許印紙収入」には、特許印紙による手数料収入(売捌手数料控除後の額)を計上している。

「特許料等収入」には、現金納付による手数料収入を計上している。

「その他の収入」には、建物及び物件貸付料、財政融資資金預託金利子収入等の雑収入を計上している。

「一般会計からの受入」には、特許等の権利移転に基づく登録免許税の納付確認等、一般会計に係る歳入事務を代行している見合で、事務に要する経費に充てる財源として、一般会計から繰入された額を計上している。(特許特別会計法第7条)

「前年度剰余金受入」には、特許特別会計法第8条の規定による前年度決算上の剰余金の受入額を計上している。

―業務支出―

(1) 業務支出(施設整備支出を除く)

「人件費」には、庁職員に係る人件費を計上している。

「独立行政法人運営費交付金」には、(独)工業所有権総合情報館に対する運営費交付金を計上している。

「補助金等」には、特許情報の有効利用に関する特許流通支援事業等の経費に対する補助金を計上している。

「委託費」には、内外国の産業財産権制度の調査・相談・共同研究事業等に係る経費、特許出願に関する微生物の寄託業務等の経費を計上している。

「分担金」には、パリ条約、国際特許分類協定、ニース協定に規定されている国際分担金を計上している。

「拠出金」には、世界知的所有権機関の開発協力計画に基づく、発展途上国の産業財産権制度の整備及び特許と技術革新の関連分析や特許統計の調査研究事業の経費を計上している。

「庁費等の支出」には庁費や電子計算機借料等の物件費、電子計算機を利用した効率的な事務処理・機械検索システムを構築するためのシステム開発費等を計上している。

「その他の支出」には旅費、賠償償還及払戻金、貨幣交換差減補填金等の経費を計上している。

(2) 施設整備支出

「工作物に係る支出」には、本年度において資産(工作物)の増加に繋がる支出額を計上している。

―翌年度歳入繰入―

特許特別会計法第8条の規定による本年度決算上の剰余金の繰入額を計上している。

(5) 金額の単位について

金額の単位は百万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。

(6) 会計処理の誤謬の修正

財政融資資金の預託金に係る未収利息については、本来未収収益として計上すべきであったが過年度の財務書類に計上されていなかったため、本年度の財務書類において修正を行っている。この修正による影響額は軽微である。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

①未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
発明実施化試験費貸付金債権に係る利息債権	個人（合計）	2
発明実施化試験費貸付金債権に係る延滞金債権	個人（合計）	4
損害賠償債権	団体 A	0
合計		6

②貸付金の明細

(単位：百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
個人（合計）	2	-	-	2	発明実施化試験費貸付金
合計	2	-	-	2	

③その他債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
未収収益	財政融資資金特別会計	2	財政融資資金預託金に係る未収利息
前払費用	-	0	自動車損害賠償責任保険
合計		2	

④固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	44,329	112	-	-	-	44,442
立木竹	57	-	-	-	-	57
建物	12,195	-	-	548	-	11,647
工作物	4,092	27	-	543	-	3,576
物品	276	12	-	241	-	47
小計	60,952	151	-	1,333	-	59,770
(無形固定資産)						
ソフトウェア	10,088	3,419	-	3,404	-	10,102
電話加入権	26	0	-	-	-	26
小計	10,114	3,419	-	3,404	-	10,129
合計	71,066	3,571	-	4,738	-	69,899

⑤出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末 残高	評価差額 の戻入	本年度 増加額	本年度 減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末 残高
市場価格がないもの							
(独)産業技術総合研究所	1,061	-	-	-	-	-	1,061
合計	1,061						1,061

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計か らの出資額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額 による算 出額 (G=C× F)	貸借対照 表計上額	使用財務 諸表
(独)産業技術総合研究所	1,061	447,326	153,660	293,665	286,086	1,061	0.37%	1,089	1,061	法定財務 諸表
合計	1,061	447,326	153,660	293,665	286,086	1,061		1,089	1,061	

(2) 負債項目の明細

①未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
公務災害補償費	補償対象者	3
児童手当	対象職員	1
未払消費税	税務署	3
合計		7

②その他の債務等の明細

前受金の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
特許審査請求料前受金	-	49,021
意匠登録出願料前受金	-	386
商標登録出願料前受金	-	2,105
審判(再審)請求及び特許(登録)異議申立料前受金	-	2,447
特許料等予納金	-	7,594
合計		61,555

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	金額	支出目的
特許情報利用促進事業費補助金	都道府県	183	特許情報の有効利用に関する特許流通支援事業等の経費に対する補助
合計		183	

(2) 委託費等の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	金額	支出目的
委託費	(社) 発明協会	951	内外国の産業財産権制度の有効な活用を支援するための指導相談事業
	(社) 発明協会	377	アジア太平洋地域各国の産業財産権に係わる人材育成事業
	(独) 日本貿易振興機構	3	
	(社) 日本国際知的財産保護協会	78	
	(財) 海外技術者研修協会	67	
	(独) 日本貿易振興機構	335	アジア太平洋地域各国、欧州、米国の産業財産権制度の実態調査及び相談事業
	(財) 交流協会	21	
	(社) 日本国際知的財産保護協会	127	
	(財) 知的財産研究所	165	産業財産権分野における海外研究者との共同研究事業
	(独) 産業技術総合研究所	520	特許出願に関する微生物の寄託等事業
	小計	2,647	
交付金	(独) 工業所有権総合情報館	5,507	独立行政法人工業所有権総合情報館の運営に必要な交付金
分担金	世界知的所有権機関事務局	67	パリ条約、国際特許分類協定、ニース協定に規定されている国際分担金
拠出金	世界知的所有権機関	178	世界知的所有権機関の開発協力計画に基づく、発展途上国の産業財産権制度の整備
	経済協力開発機構	19	特許と技術革新の関連分析及び特許統計に関する調査研究事業
	小計	197	
合計		8,421	

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

(項) 雑収入	金額
内訳・建物及物件貸付料	3
・刊行物等売払代	69
・預託金利子収入	8
・その他	155
合計	236

(2) 財産の無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
実測と帳簿の差額	-	112	土地	土地の実測を行った際に、国有財産台帳上の面積を修正したことによる過不足額	-
	-	0	電話加入権	調査時の過不足額	-
合計		112			

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

(項) 雑収入	金額
内訳・建物及物件貸付料	3
・刊行物等売払代	69
・預託金利子収入	7
・その他	155
合計	235

「特許特別会計 平成15年度特別会計連結財務書類」

○連結の対象範囲

- ・独立行政法人 工業所有権総合情報館
(連結対象:1法人)

○連結対象法人の概要

(1)設置経緯

特許庁の施設等機関として各種情報提供業務等を行ってきた工業所有権総合情報館が、平成13年4月1日より独立行政法人に移行設立されたもの。

(根拠法)独立行政法人工業所有権総合情報館法

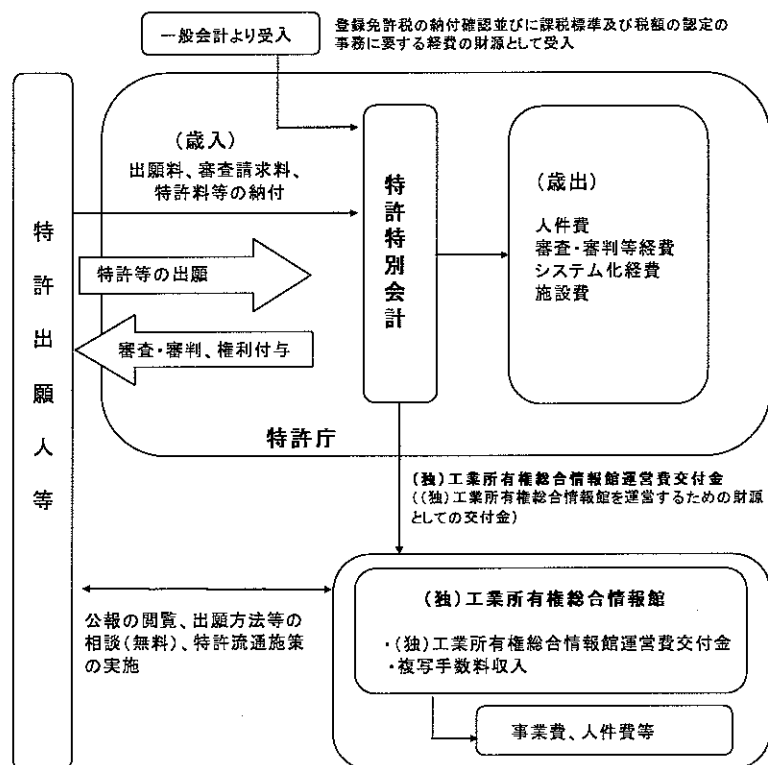
(2)業務内容

発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報等を収集し、及びこれらを閲覧させること等を行うことにより、産業財産権の保護及び利用の促進を図るため、以下の業務を実施している。

- ①特許公報等の閲覧サービス
- ②産業財産権に関する相談等による出願人支援
- ③審査審判用図書等の提供を通じた審査・審判への協力
- ④開放特許活用等の特許流通促進事業

(3)連結の根拠等

当該法人は、特許庁からの運営費交付金によって運営されており、法人の収入に占める運営費交付金の割合は約99%となっている。なお、当該法人に対する出資金はないが、毎年度の財政支出並びに業務関連性が高いため、連結対象としている。



連 結 貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

本会計年度 (平成16年3月31日)		本会計年度 (平成16年3月31日)	
<資産の部>		<負債の部>	
現金・預金	96,474	未払金	1,690
未収金	8	未払費用	6
未収収益	2	保管金等	3
前払費用	5	前受金	61,557
貸付金	2	賞与引当金	1,829
その他の債権等	0	退職給付引当金	35,771
貸倒引当金	△ 9	負債合計	100,859
有形固定資産	59,773	<資産・負債差額の部>	
土地	44,442	資産・負債差額	66,593
立木竹	57		
建物	11,647		
工作物	3,576		
物品等	50		
無形固定資産	10,134		
出資金	1,061		
その他投資等	0		
資産合計	167,452	負債及び資産・負債差額合計	167,452

連結業務費用計算書

(単位:百万円)

本会計年度	
自 平成15年4月 1日	
至 平成16年3月31日	
人件費	24,911
賞与引当金繰入額	1,829
退職給付引当金繰入額	2,381
補助金等	183
委託費	2,647
分担金	67
拠出金	197
庁費等	62,337
その他の経費	5,241
減価償却費	4,740
支払利息	0
本年度業務費用合計	104,539

連結資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

		本会計年度
		自 平成15年4月 1日
		至 平成16年3月31日
I	前年度末資産・負債差額	66,909
II	本年度業務費用合計	△ 104,539
III	財源	104,110
1	自己収入	104,036
	手数料収入	103,799
	特許印紙収入	102,792
	特許料等収入	1,006
	その他の財源	236
2	他会計(勘定)からの受入	17
	一般会計からの受入	17
3	特殊法人等収入	57
IV	無償所管換等	112
V	本年度末資産・負債差額	66,593

連結区分別収支計算書

(単位:百万円)

		本会計年度
		自 平成15年4月 1日
		至 平成16年3月31日
I	業務収支	
1	財源	
	特許印紙収入	102,851
	特許料等収入	973
	その他の収入	235
	一般会計からの受入	17
	特殊法人等収入	57
	前年度剰余金等受入	96,090
	財源合計	200,225
2	業務支出	
(1)	業務支出(施設整備支出を除く)	
	人件費	△ 29,624
	補助金等	△ 183
	委託費	△ 2,647
	分担金	△ 67
	拠出金	△ 197
	庁費等の支出	△ 65,768
	その他の支出	△ 5,229
	業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 103,719
(2)	施設整備支出	
	工作物に係る支出	△ 27
	特殊法人等固定資産取得支出	△ 4
	施設整備支出合計	△ 32
	業務支出合計	△ 103,751
	業務収支	96,474
II	財務収支	
	リース債務返済支出	△ 0
	財務収支	△ 0
	本年度収支	96,474
	翌年度歳入繰入	96,474
	本年度末現金・預金残高	96,474

—注記—

1. 連結を行った特殊法人等の名称及び出資割合等

名称：独立行政法人 工業所有権総合情報館

出資割合等：当該法人は、特許庁からの運営費交付金によって運営されており、当該法人の収入に占める運営費交付金の割合は約99%であるため、連結対象としている。なお、当該法人に対する出資金は無いため、出資割合はない。

2. 特殊法人等の特有の会計処理の修正の内容

特殊法人等においては、営利企業である民間企業との相違点を考慮し、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。

省庁別連結財務書類の作成に際しては、以下に記載した、特殊法人等の特有の会計処理を、企業会計原則に基づいて修正の上で作成している。

1) 独立行政法人の運営費交付金債務

独立行政法人において負債に計上している運営費交付金債務は、資産・負債差額の部に振り替えている。また、当該年度に新たに計上された運営費交付金債務については、当該年度の資産・負債差額増減計算書の財源として計上している。

2) 独立行政法人の資産見返運営費交付金

独立行政法人において負債に計上している資産見返運営費交付金は、資産・負債差額の部に振り替えている。また、当該年度に新たに計上された資産見返運営費交付金については、当該年度の資産・負債差額増減計算書の財源として計上している。

3) 独立行政法人の退職給付引当金等

独立行政法人会計基準に基づき、引当外とされている退職給付引当金について、所要額を計上している。また、当該年度の繰入額等については、業務費用計算書に費用計上している。

賞与引当金についても、同様に計上している。

－附属明細書－

○資産及び負債の明細

	特許特別会計	(独)工業所有権総合情報館	相殺消去	連結合計
＜資産の部＞				
現金・預金	93,459	3,014	-	96,474
未収金	6	1	-	8
未収収益	2	-	-	2
前払費用	0	4	-	5
貸付金	2	-	-	2
その他の債権等	-	0	-	0
貸倒引当金	△ 9	-	-	△ 9
有形固定資産	59,770	3	-	59,773
土地	44,442	-	-	44,442
立木竹	57	-	-	57
建物	11,647	-	-	11,647
工作物	3,576	-	-	3,576
物品等	47	3	-	50
無形固定資産	10,129	4	-	10,134
出資金	1,061	-	-	1,061
その他投資等	-	0	-	0
資産合計	164,422	3,029	-	167,452
＜負債の部＞				
未払金	7	1,683	-	1,690
未払費用	-	6	-	6
保管金等	-	3	-	3
前受金	61,555	2	-	61,557
賞与引当金	1,789	40	-	1,829
退職給付引当金	35,757	13	-	35,771
負債合計	99,110	1,749	-	100,859
＜資産・負債差額の部＞				
資産・負債差額	65,312	1,280	-	66,593
負債及び資産・負債差額合計	164,422	3,029	-	167,452

○業務費用の明細

	特許特別会計	(独)工業所有権総合情報館	相殺消去	連結合計
人件費	24,363	548	-	24,911
賞与引当金繰入額	1,789	40	-	1,829
退職給付引当金繰入額	2,377	4	-	2,381
補助金等	183	-	-	183
独立行政法人運営費交付金	5,507	-	△ 5,507	-
委託費	2,647	-	-	2,647
分担金	67	-	-	67
拠出金	197	-	-	197
庁費等	62,337	-	-	62,337
その他の経費	558	4,682	-	5,241
減価償却費	4,738	1	-	4,740
支払利息	-	0	-	0
本年度業務費用合計	104,769	5,277	△ 5,507	104,539

その他の経費内訳	特許特別会計	(独)工業所有権総合情報館	相殺消去	連結合計
省庁別財務書類でのその他経費	558	-	-	558
特殊法人等での業務費用	-	4,611	-	4,611
特殊法人等での一般管理費	-	71	-	71
計	558	4,682	-	5,241

○資産・負債差額増減の明細

	特許特別会計	(独)工業所有権総合情報館	相殺消去	連結合計
前年度末資産・負債差額	65,916	993	-	66,909
本年度業務費用合計	△ 104,769	△ 5,277	5,507	△ 104,539
財源	104,053	5,565	△ 5,507	104,110
特許印紙収入	102,792	-	-	102,792
特許料等収入	1,006	-	-	1,006
その他の財源	236	-	-	236
一般会計からの受入	17	-	-	17
特殊法人等収入	-	5,565	△ 5,507	57
無償所管換等	112	-	-	112
本年度末資産・負債差額	65,312	1,280	-	66,593

○区分別収支計算書の明細

	特許特別会計	(独)工業所有権総合情報館	相殺消去	連結合計
業務収支				
財源				
特許印紙収入	102,851	-	-	102,851
特許料等収入	973	-	-	973
その他の収入	235	-	-	235
一般会計からの受入	17	-	-	17
特殊法人等収入	-	5,565	△ 5,507	57
前年度剰余金等受入	93,388	2,701	-	96,090
財源合計	197,466	8,267	△ 5,507	200,225
業務支出(施設整備支出を除く)				
人件費	△ 29,048	△ 576	-	△ 29,624
補助金等	△ 183	-	-	△ 183
独立行政法人運営費交付金	△ 5,507	-	5,507	-
委託費	△ 2,647	-	-	△ 2,647
分担金	△ 67	-	-	△ 67
拠出金	△ 197	-	-	△ 197
庁費等の支出	△ 65,768	-	-	△ 65,768
その他の支出	△ 558	△ 4,670	-	△ 5,229
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 103,979	△ 5,247	5,507	△ 103,719
工作物に係る支出	△ 27	-	-	△ 27
特殊法人等固定資産取得支出	-	△ 4	-	△ 4
施設整備支出合計	△ 27	△ 4	-	△ 32
業務支出合計	△ 104,006	△ 5,252	5,507	△ 103,751
業務収支	93,459	3,015	-	96,474
財務収支				
リース債務返済支出	-	△ 0	-	△ 0
財務収支	-	△ 0	-	△ 0
本年度収支	93,459	3,014	-	96,474
翌年度繰入繰入	93,459	3,014	-	96,474
本年度末現金・預金残高	93,459	3,014	-	96,474